

八王子市空き家マッチング支援事業の利用にあたって

本事業の利用にあたり、以下の内容について必ず確認し、必要に応じて問合せ先に御相談ください。

1. 活用できる相談窓口

(1) 地域活動の支援等について

	カテゴリ	相談内容	問合せ先
☐	共通	公益的な市民活動に係る支援など	①相談の場として 八王子市市民活動支援センター (電話番号) 042-646-1577  (八王子市市民活動支援センター) ②市民活動推進部 協働推進課 (電話番号) 042-620-7401  (はちコミねっと)
☐	共通	起業相談や創業支援など 事業のスタートアップに関すること	産業振興部 産業振興推進課 (電話番号) 042-620-7379
☐	共通	身近な地区におけるまちづくり計画 (方針やルール) の検討などに係る支援	まちなみ整備部 まちなみ景観課 (電話番号) 042-620-7267
☐	子ども	子ども食堂や無料学習塾などの活動を開始するための相談	①八王子市社会福祉協議会 (ボランティアセンター) (電話番号) 042-673-2011  (はちおうじミライ応援団) ②子ども家庭部子どものしあわせ課 (電話番号) 042-620-7391

(2) 空き家（不動産）の活用について

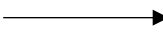
	カテゴリ	相談内容	問合せ先
☐	共通	空き家（不動産）の活用方法に関する こと	八王子市空き家ワンストップ相談窓口 「住まいの活用相談所（略称：住まカツ）」 ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第12ブロック 八王子支部 (電話番号) 042-548-1251 ・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 多摩南支部 (電話番号) 042-623-7357  (住まカツ)

2. 遵守すべき法規制等

(1) 用途地域等について

法律等により、地域によっては希望する活動内容（用途）が実施できない場合があります。
希望する活動内容（用途）が希望する場所で実施可能かどうかを、事前にご確認ください。

<参考> 立地場所等の確認の流れ（例：食品衛生営業許可の申請の場合）



(市ホームページ)

	カテゴリ	確認項目	根拠法令	問合せ先
☐	共通	用途地域	建築基準法 都市計画法	①区域区分・用途地域・地区計画の区域について 都市計画部 都市計画課 (電話番号) 042-620-7302
☐	共通	地区計画	建築基準法 都市計画法	②市街化調整区域内の既存建築物の制限について まちなみ整備部 開発審査課 (電話番号) 042-620-7298 ③建築基準法に係る建築物等の制限内容について ④地区計画区域内の建築物等の制限内容について まちなみ整備部 建築指導課（審査担当） (電話番号) 042-620-7264
☐	共通	景観計画区域	景観法 八王子市景観条例	景観計画区域、届出等が必要な行為について (建物の外観が変わる修繕等を行う場合) まちなみ整備部 まちなみ景観課 (電話番号) 042-620-7267
☐	共通	屋外広告物許可	屋外広告物法 八王子市屋外広告物条例	屋外広告物条例に係る制限内容について (屋外に看板等を表示・設置する場合) まちなみ整備部 まちなみ景観課 (電話番号) 042-620-7267

(2) 固定資産税等について

建物の用途変更の内容によっては、固定資産税等の額が変わる可能性があります。

	カテゴリ	確認項目	根拠法令	問合せ先
☐	共通	固定資産税・都市計画税	地方税法	財政部 資産税課（土地担当） (電話番号) 042-620-7355

（３）営業許可等について

法律等により、活動内容によっては、手続きや資格が必要な場合があります。

	カテゴリ	用途	根拠法令	問合せ先
☐	共通	飲食物の提供または販売	食品衛生法	保健所 生活衛生課（食品衛生担当） （電話番号）042-645-5115
☐	健康福祉	高齢者施設 （住宅型有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等）	老人福祉法 介護保険法 社会福祉法等	高齢者が利用する施設について 福祉部 高齢者いきいき課 （電話番号）042-620-7294
☐	健康福祉	障害者施設 （就労支援施設、障害者グループホーム、放課後等デイサービス等）	障害者総合支援法、児童福祉法等	障害のある人や障害のある子どもを支援する施設について 福祉部 障害者福祉課 （電話番号）042-620-7479

本事業に関する問合せ先
まちなみ整備部 住宅政策課 （電話番号） 042-620-7260



八王子市空き家利活用促進整備補助金のご案内

地域活性化施設として活用するための空き家の改修や家財整理・処分に係る費用を補助します（空き家の機能の維持若しくは向上を図る改修工事）

補助対象事業

①全体改修

空き家の所有者等が、空き家を少なくとも5年以上活用するに当たり必要となる改修工事

補助額〔1戸（室）当たり〕：対象経費の3分の2以内 上限 100万円

②スタートアップ整備

空き家の所有者等または利用団体等が、空き家の活用を開始するに当たり必要となる改修工事または家財道具等の整理・処分で、経費が5万円以上のもの

補助額〔1戸（室）当たり〕：対象経費の3分の2以内 上限 25万円

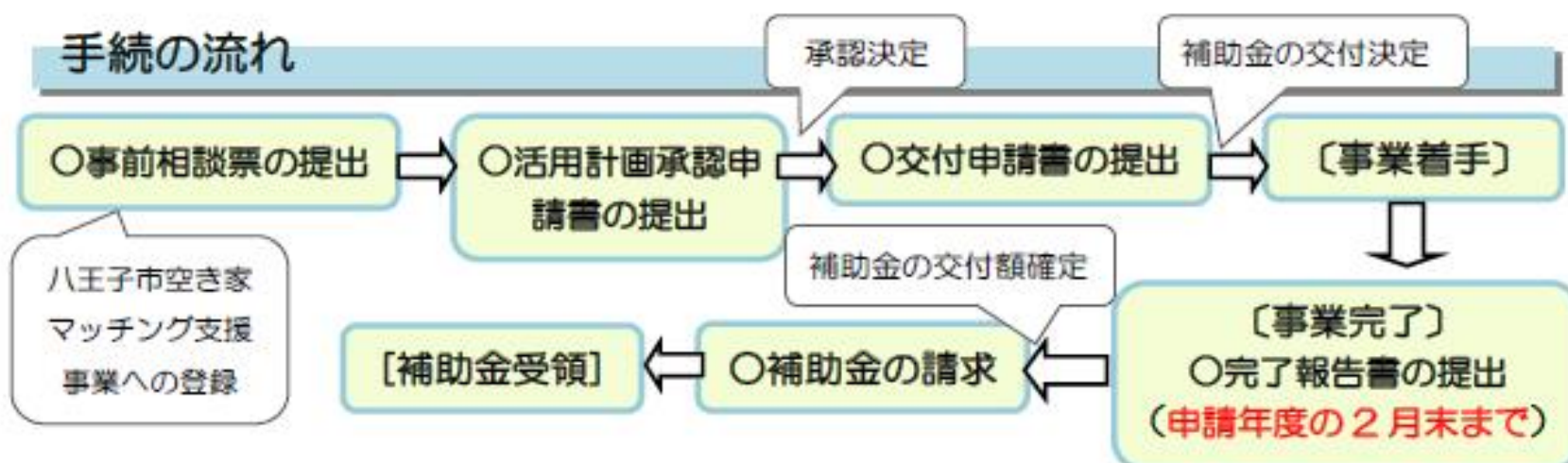
※地域活性化施設

集会・交流施設、体験・学習施設、ベンチャービジネスの拠点、防災備蓄倉庫等防災に係る施設等で、地域の活性化に資する施設として市長が認めるもの

補助の主な要件

- ① 対象者は市内に所在する空き家の所有者等または利用団体等
- ② 八王子市空き家マッチング支援事業に登録していること
- ③ 建築基準法及び八王子市景観条例その他関係法令に適合した建築物であること
- ④ 昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅（旧耐震基準でも耐震性があることが証明できる又は耐震改修を行う住宅を含む）
- ⑤ 改修後、少なくとも3年以上地域活性化施設として使用する

手続の流れ



申請・問合せ先

八王子市まちなみ整備部住宅政策課
住所 八王子市元本郷町 3-24-1
電話 042-620-7260

本制度について詳しくは、
こちらをご覧ください。



市ホームページ